

平成 20 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 21 年 7 月 28 日

至 平成 21 年 8 月 6 日

第 2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成 20 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成 20 年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成 20 年度 工業用水道事業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 21 年 7 月 28 日

至 平成 21 年 8 月 6 日

第 2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成 20 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成 20 年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成 20 年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 21 年 7 月 28 日

至 平成 21 年 8 月 6 日

第 2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成 20 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
資金不足比率	3.4	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成 20 年度においては、資金不足比率は 3.4% で、前年度 58.6% を大幅に下回り、早期健全化基準の 20.0% を下回った状態にあると認められる。

今後も、資金不足の早期解消に向けて、着実な成果を上げるよう経営改善を図りたい。

平成 20 年度 下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

第 1 審査の期間

自 平成 21 年 7 月 28 日

至 平成 21 年 8 月 6 日

第 2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第 3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率 名	平成 20 年度 決 算	早期健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成 20 年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。